

## 「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休業の留意点

### 1 児童生徒等・保護者への連絡体制について

今後、新たな情報を迅速かつ正確に周知するため、学校ホームページ上の情報発信及びメールや電話連絡等による連絡体制を整備しておくこと。

### 2 感染拡大を防止するための対応策について

(1) 臨時休業中も、感染予防のために3密（密閉・密集・密接）を徹底的に回避するよう児童生徒等及び教職員への指導を徹底すること。

また、当面の間、引き続き以下の点に留意するよう児童生徒等に指導すること。

- ・学校は、児童生徒等の保護者と緊密に連携し、別添の「健康観察表」を用いた朝夕の体温測定等による健康観察を行うこと。
- ・咳エチケットやマスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・新型コロナウイルス感染症またはその濃厚接触者と特定された時は、必ず学校に報告すること。

(2) 学校再開に備え、臨時休業期間中に、学校における環境衛生を良好に保つための取組を学校全体で進めること。

例えば以下のような取組を着実に実施しておくこと。

- ・手洗い施設の環境整備、手洗い用石鹸や手指消毒用アルコールの設置
- ・感染症発生時等に速やかに消毒作業を行うための用具等の準備
- ・感染症防止のための「3密回避」をはじめとする広報資料等の掲示・作成

### 3 登校日等について

児童生徒等の健康観察や学習指導等のため、登校日を4月27日（月）又は4月28日（火）のどちらかに設定できるものとし、どちらの日にも設定することができない場合は、4月24日（金）に設定できるものとする。児童生徒等を学年別に分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。

その際には、以下のような取組を確実に実施すること。

- ・学校長は、児童生徒等の保護者と緊密に連携し、児童生徒等に対し、登校前の検温など厳重な健康観察を行い、発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、新型コロナウイルス感染症と診断される可能性もあるということを踏まえ、出席停止扱いとし、自宅で療養するよう指導を徹底すること。
- ・マスクの着用及び手洗い、または、アルコール消毒薬による手指消毒を徹底すること。
- ・児童生徒等の座席間隔を1m以上保つよう努めること。

#### 4 学校行事等について

学校内外での行事については、中止又は延期とすること。

##### ※入学式について

入学式の開催に際しては、それが感染拡大の機会とならないよう、次のような防止対策をとるとともに、開催方式の工夫例についても参考とし、必要最小限とすること。併せて、参加者についても自衛のための備えと無理な参加を控えるよう周知すること。

入学式後のホームルーム活動についても同様の扱いとする。

##### <感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者全員のマスク着用
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

##### <開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑える  
(保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場として実施するなど)
- ・会場は、換気の悪い密閉空間を避け、会場の椅子の間隔を空けて、参加者のスペースを確保する
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する  
(祝辞を割愛する、式辞等を文書で配付するなど)

#### 5 部活動等について

部活動等については、多くの人との接触を減らすことで感染機会を抑制するという観点から、校内外での練習や対外試合並びに演奏会や発表会、県外遠征、大会等への参加を含め活動を中止すること。

#### 6 児童生徒等に対する個別指導について

全ての児童生徒等について定期的に電話連絡を行うなど、その状況把握と組織的対応に努める。

- (1) 臨時休業中に不安なことや相談したいことがある場合は、学校に連絡するよう指導し、児童生徒等が相談しやすい体制を整えておくこと。なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、予定どおり配置を行う。児童生徒等、保護者からの相談には、電話での対応を基本とするが、面会を希望する児童生徒等や保護者については、学校や市町村教育委員会で相談を行うことも可能とする。
- (2) 児童生徒等の進路に関する相談等については、個々の児童生徒等の事情に応じ学校における個別対応を可能とする。
- (3) 特別な支援を必要とする児童生徒等について、特別支援学校に在籍する児童生徒等については、やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で児童生徒等の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置を取れない場合は、多くの児童生徒等が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行った上で、必要最小限の人数

に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

## 7 総合寄宿舎等について

総合寄宿舎，高等学校の単独寮及び特別支援学校の寄宿舎については，遅くとも，4月11日（土）正午までに全ての舎生を総合寄宿舎等から退出（自宅に帰宅）させ，その後，臨時休業期間が終わるまで閉寮とすること。

ただし，保護者が迎えに来られない場合等，個別の状況に応じて柔軟に対応すること。なお，入学式の当日については，「学校再開に伴う総合寄宿舎等の閉寮に関する追加事項について（通知）（令和2年4月6日付け教学課第34号，教特課第10号）」により対応すること。

## 8 臨時休業中の生活指導について

児童生徒等が事故・犯罪に巻き込まれないようにするため，警察や関係機関と連携を図りながら，学校，保護者間で情報を共有し，校外巡視をはじめ，地域全体で児童生徒等を見守る取組を継続すること。なお，臨時休業中の児童生徒等の生活について，次のことを指導する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている状況を踏まえ，引き続き人の密集する場所・換気の悪い場所への外出や不要不急の外出は避けること。  
特に，県外への移動はやむを得ない場合を除き，自粛するよう強く指導すること。
- (2) 生活のリズムを崩さないようにし，計画的に学習に取り組み，家事手伝いを積極的に行う。
- (3) 児童生徒等の運動不足やストレスを解消するために，日常的な運動（ジョギング，散歩，縄跳びなど）を安全な環境の下で行うよう児童生徒等に指導すること。
- (4) スマートフォンやタブレット端末等によるゲーム，SNSなどの長時間使用や不適切な使用をしない。（ネットいじめ，不適切な投稿，個人情報への無断掲載，ネットで知り合った人との面会などを絶対にしない。）
- (5) 知らない人からの電話や訪問については対応せず，家の人に知らせる。

## 9 臨時休業中の学習について

臨時休業中の学習については，教科書，ワークブック，問題集，課題等を用いて家庭学習として計画的に行うようにすること。

課題の例としては，①課題プリントの配布，②教科書や参考書，問題集の内容の学習，③新聞を活用し，記事の内容を要約させ，自分の意見をまとめさせること，④ラジオやテレビの高校講座等の活用，⑤文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」，徳島県立総合教育センターホームページ「県学力向上関係資料」の積極的な活用，が挙げられる。

また，別添の「家庭学習の記録（例）」，「学習計画表（例）」や「学習の記録（例）」等を用いて，児童生徒等が計画的に学習に取り組めるように努めること。なお，臨時休業中，児童生徒等との連絡を密にし，児童生徒等本人や保護者の不安を取り除くための支援に努めること。

文部科学省「子供の学び応援サイト」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

## 1 0 校外実習について

各専門学科における校外での実習については、資格取得に関わる場合があるため、個別に相談するものとする。なお、実習を実施する場合は、感染拡大防止等の万全の対策をとることとする。

## 1 1 学校施設の開放について

臨時休業中は、原則として学校施設の開放は中止すること。なお、「放課後子供教室」、「放課後児童クラブ」及び「放課後等デイサービス」等において、子どもの居場所確保等の観点から学校施設の活用が必要となる場合は、弾力的な対応を可能とする。

## 1 2 教職員の出勤等の服務について

- (1) 教職員は、別添の「健康観察表」を活用し、検温など健康観察を継続的に行うとともに、発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、無理な勤務により感染源となることのないよう、躊躇することなく休暇等を取得すること。
- (2) 臨時休業期間中の勤務は、通常どおりとする。非常勤講師、嘱託職員、舎監等について、勤務が予定されている場合は、振替も可能とし、予定されていた勤務時間を確保すること。(教材準備、施設の維持管理等に従事)
- (3) 休暇等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて(通知)」(令和2年4月1日付け教政第2号・教教第9号)のとおりとする。
- (4) 感染予防のため、公共交通機関で通勤している教職員が、人混みの多い時間帯を避けて出勤できるよう、可能な範囲で「時差出勤」を推進すること。
- (5) 不特定多数が訪れる場所や混雑する店舗といった感染の危険性が高い場所は可能な限り回避するよう努めること。
- (6) 県外との往来を控えるとともに、緊急事態宣言の対象地域への出張は原則として禁止とする。
- (7) 教職員の海外への渡航については、次のとおりとする。
  - ・渡航の是非や必要性を検討し、不要な渡航は行わないこと。
  - ・出国前に、管理職と相談のうえ、教育委員会へ報告すること。
  - ・帰国者については、帰国後14日間の自宅待機とし、その際の休暇の取扱いについては、職務専念義務の免除(職専免が適用されない職員は年次有給休暇)とする。

## 1 3 いじめや偏見、差別について

感染者、濃厚接触者、医療従事者、海外から帰国した人、県外から来た人とその家族、外国人等に対する新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別につながるような行為(日常生活での冷やかしからい等も含む)は、断じて許されないものである。児童生徒等が誤った情報に惑わされることがないように、電話連絡や家庭訪問等を適切に行うことなどを通じ、このようないじめや偏見、差別が生じないようにすること。

#### 1.4 虐待対応について

再びの臨時休業となり、児童生徒等や保護者それぞれのストレスの高まりや生活状況の悪化等により虐待の発生が懸念される。児童生徒等の観察や保護者との連絡を通じ、ネグレクトをはじめとした虐待の予防や早期発見・早期対応に努めること。また、主な相談窓口を保護者や児童生徒等に周知するとともに、虐待が疑われる事案については、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省 令和元年5月）に沿って市町村や県こども女性相談センター（児童相談所）等への通告・情報提供を速やかに行うこと。

<主な相談窓口>

- 市町村の子ども・子育て支援担当課
- 児童相談所全国共通ダイヤル 189 〈いちはやく〉（24時間）
- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 〈なやみ言おう〉

#### 1.5 その他

- (1) 児童生徒等、教職員及びその家族等に、新型コロナウイルス感染者が出た場合には、速やかに体育学校安全課（088-621-3171）に報告すること。
- (2) 今後、児童生徒等及び教職員において、37.5度以上の発熱が4日以上続く場合などは、下記の一般電話相談窓口や帰国者・接触者相談センターに相談するよう伝えること。

<相談窓口>

- 一般電話相談窓口（コールセンター・24時間）  
0120-109-410（フリーダイヤル）
- 帰国者・接触者相談センター
  - 徳島保健所 088-602-8907
  - 吉野川保健所 0883-36-9018
  - 阿南保健所 0884-28-9874
  - 美波保健所 0884-74-7373
  - 美馬保健所 0883-52-1016
  - 三好保健所 0883-72-1123

- (3) 県立高等学校における授業料等の修学支援に関しては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、受講料等の学納金の納付が困難な生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行うこと。

なお、修学支援に関する事務取扱の詳細については、「新型コロナウイルス感染症の影響による高校生等への修学支援に係る事務の取扱いについて」（令和2年3月27日付け事務連絡）によること。